

◆ 事業継続強化支援事業とは

近年多発する自然災害等により大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられる。

令和元年7月16日に中小企業の事業活動の継続に質するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに円滑な事業継承を促進するため、「**中小企業の事業活動の継続に質するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律**」が施行されました。

当該法律の中で「**商工会又は商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律**」の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組みを商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

県内の商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村と共同で小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画（事業継続力強化支援計画）を作成し、奈良県知事から計画の認定を受けることができます。

◆ 事業継続強化支援計画（天理市商工会と共同作成） 【令和7年4月1日～令和12年3月31日】

